

新型コロナウイルス感染症防止対策宣言書（飲食店以外）

以下の新型コロナウイルス感染症防止対策を実施することを宣言します。

令和 年 月 日

店舗名：

責任者名：

<共通事項>

NO	項目	内容	チェック
1	①実施体制	感染症防止対策の実施に責任を持つ「対策実施責任者」を選任します。	☐
2		発症時における迅速な利用者の追跡のため、あらかじめ利用者の連絡先を把握します。	☐
3	②密集対策	利用者同士の間隔を確保（できるだけ2m。最低1m）するとともに、会計時等における行列の間隔を確保する床サイン等を実施します。	☐
4		予約制の導入等による入場制限を行うなど、同時に多数の人が集まらないようにします。	☐
5		入場時の健康確認（発熱がある方の入場は控えていただくようポスターなどで周知）を行います。	☐
6	③密閉対策	頻繁な換気（窓開けによる通気のよい換気など）を行います。	☐
7		ビル管理法の対象施設については、法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たすよう、換気設備の清掃、維持管理を行います。	☐
8	④密接対策	従業員のマスク着用を徹底し、利用者のマスク着用を呼び掛けます。（人と人が対面する場合はアクリル板やビニールカーテンなどで遮断）	☐
9		キャッシュレス決済の積極的な導入を行い、現金の場合はトレーを介した受け渡しとします。	☐
10	⑤衛生対策	入口及び施設内に手指消毒設備を設置し、従業員及び入場者の手指消毒を徹底します。	☐
11		ペーパータオルを設置（トイレ等での共用タオル・ハンドドライヤーの禁止）します。	☐
12		多数の人が触れる場所（テーブル、イス、ドアノブ、電気のスイッチ、レジ、蛇口等）は、重点的に消毒を実施します。	☐
13		鼻水や唾液のついたごみは、しっかりと密閉して廃棄します。ごみの回収者は必ずマスク、手袋を着用し、脱いだ後は必ず石鹸と流水で手洗いします。	☐
14		トイレの蓋を閉めて汚物を流すことの周知徹底をします。	☐
15		毎日従業員の健康チェックをし、体調不良（家族も含む）の場合は必ず休養させます。	☐
16	⑤衛生対策	ユニフォームや衣服は毎日洗濯ないし交換します。	☐
17		日頃の行動制限（3密などのリスクがある場所への移動を控える等）を徹底します。	☐
18	⑥周知	感染防止対策への協力について、利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を行います。	☐
19	⑦感染防止対策の継続	ステッカー配布後も本チェックリストに基づく感染防止対策の状況を月1回以上確認します。	☐

<業種別事項>

※該当する業種の項目をチェックしてください。

該当する業種がない場合は、表面の<共通事項>のみチェックしてください。

NO	項目		内容	チェック
1	小売業		混雑する場合、特定の時間帯を高齢者、障がい者、妊婦の方等に優先入店させる時間帯を設定します。	☐
2			タイムセール等の際、密集が発生しないよう工夫します。	☐
3			試食コーナー、包装無し販売形式、従業員によるマイバッグへの詰め替えを取りやめます。	☐
4	観光業		（宿泊施設） 浴場、ロビー等の共用スペースは、可能な限り宿泊者別の時間設定を行うなど、利用者をコントロールします。	☐
5			（観光施設） 入場者を制限し、滞在時間が短くなるようにします。	☐
6	感染防止マニュアルの提出が必要	カラオケ・ライブハウス（※飲食店営業許可を持つ場合は、飲食店の宣言書に記載）	歌唱者間の距離が十分に確保できるよう、各室における入場人数の制限を行うほか、室内の適切な換気を行う。館内の換気にも特に留意します。	☐
7			歌唱にあたってのマスク着用又はパーティションの設置、スタンドマイクを活用します。歌唱者以外の者の声援や応援、入り待ちや出待ちを控えます。	☐
8		パチンコ店	利用できるパチンコ台を一つ置きにする、距離を開ける等、複数人が密接する状況を削減します。	☐
9			大声で会話するリスクを避けるため、大音量でのBGMを控えます。	☐
10		スポーツジム	更衣室、休憩室等の利用制限による懇談（茶話会）を制限します。	☐
11	ゲームセンター等		ゲーム機数を削減する、距離を開ける等、複数人が密接する状況を削減します。	☐
12			大声で会話するリスクを避けるため、大音量でのBGMを控えます。	☐
13	理美容業、マッサージ店		施術者、利用者双方のマスク着用等により飛沫感染リスクを減らします。待合室での利用者間の距離を確保します。	☐
14	合唱サークル、カラオケ教室等		大人数での歌唱、声援行為は、屋外または、少人数毎に分けて行います。また、歌唱が終わるなどの機会を捉えて頻繁に換気します。	☐